

平成 27 年（2015 年）7 月 17 日  
子ども・子育て支援審議会準備会資料  
こども部子育て支援室

子ども・子育て支援法（抄）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

第七章 子ども・子育て会議等  
（設置）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

吹田市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成 25 年吹田市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 医療関係者 1 人以内
- (3) 社会福祉関係者 1 人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 7 人以内
- (5) 事業者 1 人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1 人以内
- (7) 市民 2 人以内

(部会)

第 3 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営については、条例第 4 条第 3 項及び第 5 条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども部子育て支援室において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。